

CORPORATE GOVERNANCE OF CHINA' S SOEs : DYNAMIC MECHANISMS THAT MAKE IT WORK (OR NOT)

ダシッドルチュ, ゾリグト

<https://hdl.handle.net/2324/1806798>

出版情報 : 九州大学, 2016, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 : やむを得ない事由により本文ファイル非公開 (3)

氏 名	ダシッドルチュ ズリグト			
論 文 名	CORPORATE GOVERNANCE OF CHINA'S SOEs: DYNAMIC MECHANISMS THAT MAKE IT WORK (OR NOT) (中国国有企業のコーポレート・ガバナンス：そのダイナミックな特徴と機能の検証)			
論文調査委員	主 査	九州大学	教授	上田 純子
	副 査	九州大学	教授	Pejovic Caslav
	副 査	九州大学経済学研究院	教授	内田 交謹

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、中国の国有企業（以下、SOE）のガバナンスに焦点をあてるものである。スタート時点にあるのは、SOEは中国政府そのものの特徴を有しているが、同時に公的機関ではなく、個別のガバナンス・モデルを有する企業体としての特質も備えているという素朴な問題関心である。中国SOEは、現在、世界的にそのプレゼンスが大きくなっているが、取締役会や株式ベース報酬などの一般的なコーポレート・ガバナンス手段は十分に機能していないと言われている。本論文は、中国SOEについて、アメリカ流のエージェンシー理論は適用できないことを指摘したうえで、どのようなメカニズムがガバナンス手段として存在しているかを、法規制の詳細な調査やケース・スタディを通じて明らかにしている。具体的には、中国共産党内での出身大学や専攻をベースにした厳しい人選・昇進メカニズムや、さまざまな法規制・罰則等の存在が、経営者に適切な行動をとらせるための有効な手段として機能していることを、さまざまなステークホルダーの役割とともに解明する。

本論文の構成は次のようになっている。すなわち、第1章は、SOEのガバナンス分析に関する主流理論を取り上げ、分析する。第2章は、東アジア経済の経験に基づく政治経済学的理論を展開する。第3章は、第2章で展開されたコーポレート・ガバナンスへの政治経済学的アプローチを採用し、コーポレート・ガバナメント、すなわち、SOEのガバナンスのメカニズムを解析する。第4章は、中国の代表的SOEであるChina National Gold社のケース・スタディを行う。

本論文の新規性として特筆されるべきは、SOEの特徴につき、政治経済学の理論枠組みを用い考察している点である。上記の中国共産党内におけるエリート・ビュロクラシーとSOEのガバナンスとの関連づけはこのアプローチからもたらされるものである。このアプローチとして本論文がまず取り上げるのは、Lin & Milhauptにより提唱された「包括的組織(encompassing organization)」モデルである。このモデルによれば、一党独裁国家は、「ネットワーク化されたハイラーキー」と「組織間横断性(institutional bridges)」の特徴を呈し、これが国家、政党、会社に共通のルーリング・エリートを生み出すとする。しかし、本論文は本モデルに対し批判的である。本論文は、本モデルを次のように評価する。すなわち、本モデルは、SOEの実態を解明したに過ぎず、SOEがなぜ成功したかあるいは失敗したかの業績との相関性に関する説明をほとんどしていない。本モデルは、もともと経済成長における国家の積極的役割を否定しSOEと国家とを一体視し、組織体間の競争等のファクターにはほとんど目を向けていない。また、組織の「形」に重要性を見出し、「法」の役割を過小評価し、アクターの行動を誘うインセンティブを軽視する、と。

そこで、本論文は、日本、韓国、台湾およびシンガポールの経済成長期を実証的に研究する「発展志向型国家(developmental state)」理論を用い、近年の中国の「国家資本主義(state capitalism)」にも共通の特徴、すなわち、能力主義的官僚制(meritocratic bureaucracy)、機関構造(organizational structure)、および、「産業政策履行媒体(industrial policy instruments)」を分析の基礎に据える。すなわち、先に述べたように、SOE のガバナンスの機能性を解明すべく、発展志向型国家論で示された動態的メカニズムに焦点をあてるのである。そして、本論文は、次の分析結果を提示する。中国の SOE は、独自の法移植の姿を提示する。すなわち、企業形態および企業法のそのいずれも非定型的で幅広い。すなわち、企業形態は国家および政党のような非伝統的要素を含む。企業法は、国家や企業によって制定される法律、定款、規則だけでなく、政党その他組織によって制定されるものをも含む。このコーポレート・ガバナンス・モデルは古くは儒教の、現在は共産党に固有のものである。

本論文が新規のアプローチを用いて中国 SOE のコーポレート・ガバナンス分析をしている点は大いに評価されるべきであるが、他方で、発展志向型国家論は Lin & Milhaupt の包括的組織論が登場する前のすでに 1980 年代に提唱されており、経済成長著しい現下の中国およびその経済・産業政策の直接的影響下にある中国 SOE に対し、ややクラシカルなこの枠組みをあてはめうるのかについて、より精緻な議論が必要のように思われる。また、著者が提唱する中国共産党内のエリート・ビューロクラシー、機関構造、および、産業政策履行媒体というこれら 3 つのガバナンスの特性ないし手段が本当に他の先進国における一般的なガバナンス手段の代替物として機能しているのか、支配株主・少数株主間の利害対立を軽減する役割を果たしているかについては疑問の余地は残る。

もっとも、以上の点は、今後の著者の研究の深化によって解明されていくことが期待されるものであって、本論文の価値を低めるものでは決してない。むしろ、本論文は先行研究において十分には認識されていなかった詳細なガバナンス・メカニズムを明確な形で提示しており、中国のコーポレート・ガバナンス構造を理解するうえで重要な貢献を果たしている点こそが認められるべきである。以上から、調査委員の全員一致により、本論文は博士（法学）の授与に値するとの結論に達したものである。